

ほんにかえるプロジェクト 規約

(名称)

第1条 本会は、ほんにかえるプロジェクトと称する。

(設立)

第2条 本会設立日 2015年9月30日とする。

(事務所)

第3条 本会は、東京都江戸川区西瑞江4丁目22-2コスモ一之江303に置く。

(目的)

第4条 本会は、受刑者の更生と社会的な弱者の自立を支援し、個人の人格の尊厳を取りもどすことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 受刑者に書籍を提供する。
- (2) 前項を円滑に実施するために書籍の寄付を受ける。
- (3) 受刑者の依頼に基づいてネット検索を代行する。
- (4) 本および日用品の購入を代行する。
- (5) その他、目的の達成に必要な諸事業を行う。

(会員)

第6条 本会は、第1条の目的に賛同し、第5条に係る個人および団体とする。
会員は次の4種類とする。

1. 正会員 代表が召集する会議に参加することができる。
2. 賛助会員
3. 被収容者会員
4. 特別会員

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、代表に申し込み、承認を得た個人および団体とする。

(会費)

第8条 会員は次に掲げる会費(年額)を各自の資力に応じて口数を定め、現金で納入しなければならない。

- | | |
|--------|-----------------|
| 正会員 | 3000円×口数 |
| 賛助会員 | 2000円×口数 |
| 非収容者会員 | 2000円(切手での納入も可) |
| 特別会員 | 10000円×口数 |

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 本会の支援を悪用したとき。
- (4) 本会に違法性のある依頼をした時。
- (5) 本会に無理な要求を繰り返したとき

(役員)

第11条 本会に以下の役員をおく。

1. 代表 本会を代表し、その会務を統括する。
2. 副代表 代表を補佐し、これに事故ある時または欠席の時は、その職務を代行する。
3. 事務局長 事務局を総括し、会計帳簿の記載・整理および保管業務をおこなう。
4. 会計 事務局長と協力して、会の金銭・物品の出納業務をおこなう。
5. 他に3人以上10人以内の役員をおくことができる。
6. 役員報酬は本会の全収入の5%を上限とする。

(規約の改正)

第12条 本会の運営に規約の改正が必要な場合は、役員会と討議を重ねた上、代表が決定する。

(雑則)

第13条 この規約に定めのない事項および規約の施行について必要な細則は、役員会と討議を重ねた上、代表がこれを定める。

付 則

第1条 この規約は、ほんにかえるプロジェクト設立日から施行する。

第2条 本会の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

代 表 田中伸彦
副代表 井手愛子
事務局長 汪 楠 (発起人)

第3条 2016年8月30日に本規約の一部を改正した。

第4条 2017年5月25日に役員(会計担当)佐野敦子の退任に伴い、本規約の一部を改正した。

第5条 2017年5月25日に役員(会計担当)松永忠夫の就任に伴い、本規約の一部を改正した。

第6条 2017年7月13日に書籍販売及びグッズ販売の責任者に西原瑛子が就任する。

第7条 2018年2月1日会計担当の松永忠夫が退任。

第8条 2018年2月17日井手愛子が会計担当に就任。

第9条 2019年4月1日庄子佳代子が総務担当に就任。

第10条 2019年4月1日澤野一馬が事務局長補佐に就任。

第11条 2019年10月1日会計担当の井手愛子が退任。

第12条 2019年10月27日小西礼子が会計担当に就任。

第13条 2019年6月1日澤野一馬が除名処分により、事務局長補佐を退任。

第14条 2020年3月30日副代表の井手愛子が修道院の閉鎖に伴い退任。

第15条 2020年3月30日書籍販売及びグッズ販売の責任者兼編集担当の西原瑛子が高齡により退任。

第16条 本会の役員は次に掲げる者とする。

代表 田中伸彦

事務局長 汪楠

会計 小西礼子

総務 庄子佳代子

第17条 本会を東京都江戸川区春江町5-15-31に移転。

第18条 2020年11月1日 会計担当 小西礼子が退任

上記は、本会の現行規約に相違ありません。

2021年4月1日 ほんにかえるプロジェクト

代表 田中伸彦